

聖籠町教育委員会告示第3号

聖籠町立小学校児童の通学のあり方検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和元年10月23日

聖籠町教育委員会教育長 近藤 朗

聖籠町立小学校児童の通学のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 聖籠町立小学校児童の通学のあり方について協議検討を行うため、聖籠町立小学校児童の通学のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項の検討を行うものとする。

- (1) 町立小学校児童の通学のあり方に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 町内に在住し、又は勤務する有識者
- (2) 新発田警察署聖籠交番所長
- (3) 町立小学校長
- (4) 町立こども園園長代表者
- (5) 町立小学校PTA会長
- (6) 町立小学校運営協議会長
- (7) 町立こども園愛児会長
- (8) 町交通安全母の会会長
- (9) その他、教育長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び代理者)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、町教育委員会子ども教育課に置く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、運営上必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。